

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	オンコリスバイオフーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦田 泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当兼経理部長 六反田 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当兼経理部長 六反田 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期累計期間	第11期 第3四半期累計期間	第10期
会計期間	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成26年1月1日 至平成26年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日
売上高 (千円)	40	7,126	1,180
経常損失( ) (千円)	340,089	436,218	625,302
四半期(当期)純損失( ) (千円)	341,628	446,881	635,553
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,442,980	5,072,278	5,059,448
発行済株式総数 (株)	6,690,700	9,183,200	9,076,900
純資産額 (千円)	131,219	4,663,949	5,093,658
総資産額 (千円)	571,725	5,303,282	5,696,651
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	52.07	48.73	94.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	23.0	87.9	89.4

回次	第10期 第3四半期会計期間	第11期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期損失金額( ) (円)	17.70	17.45

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 平成25年3月27日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更は以下の通りです。なお、見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業の内容の項目番号に対応しております。また、研究開発活動の詳細については、本報告書「第2 事業の状況 3(4)研究開発活動」に記載しております。

##### (1) 当社の収益モデルと事業領域

当社の医薬品事業は、大学等の研究機関や企業から新たな医薬品候補を導入し、当社で前臨床試験及び初期臨床試験を実施し、その製品的価値の初期評価であるProof of Concept (POC)を確認した上で、大手製薬企業・バイオ企業にライセンス許諾を行う事により、契約一時金収入・開発進捗に応じたマイルストーン収入・上市後のロイヤリティ収入を獲得する収益モデルです。

また、検査薬事業は、現在は少量の検査ウイルス販売や研究目的受託検査を行う検査サービスによる収益モデルです。しかし、将来は研究目的受託検査で蓄積したノウハウにより検体大量処理を実現させることで、検査会社や医療

機関がOBP-1101(テロメスキャンF35)を用いた血中浮遊癌細胞(CTC)検査センターを開設し、当社が検査キットやユニットを検査会社や医療機関に提供する収益モデルを目指しています。

当社のウイルス研究に基づく医薬品・検査薬開発は、これまでにあまり例のない新しい技術であることから開発難度は高く、既存の製薬企業が取り組みにくい分野です。

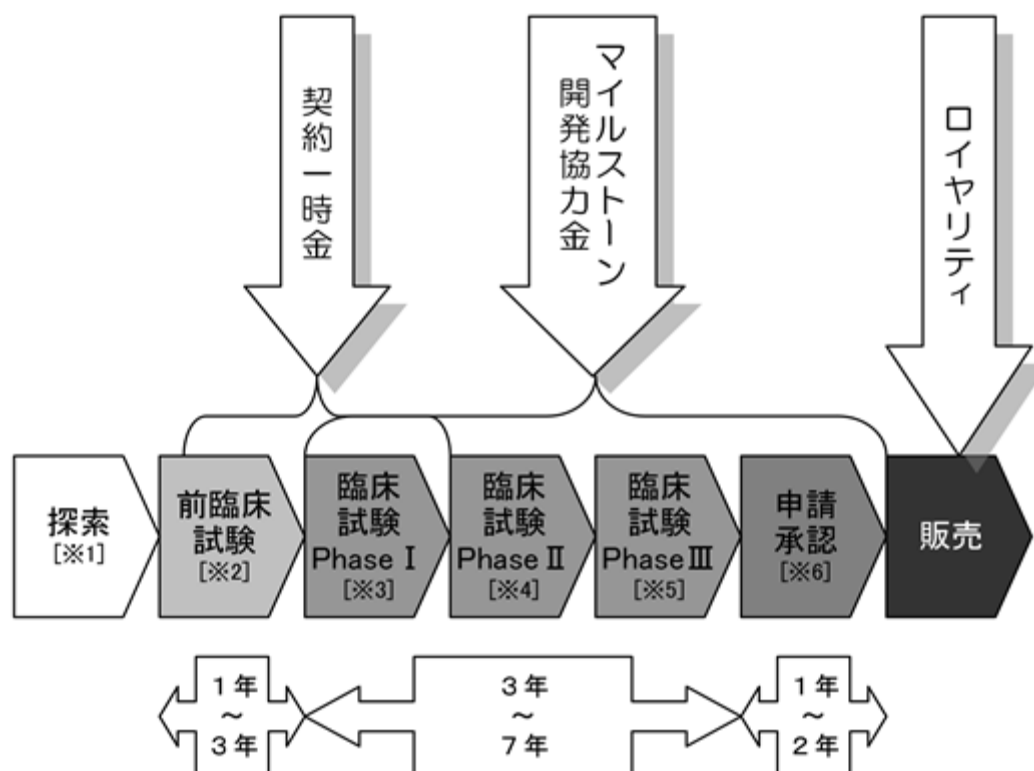
医薬品事業において、HIV感染症治療薬OBP-601は、Bristol-Myers Squibb Co.(米国)とライセンス契約を締結しましたが、当社は、本書提出日時点において、Bristol-Myers Squibb Co.からHIV感染症治療薬OBP-601に関するライセンス契約の解除通知を受領したことを受けて当該契約の解消を受け入れ、同社による臨床試験の結果の整理に入っております。

新規の癌治療薬として開発を行っているアデノウイルス製剤OBP-301(テロメライシン®)は、既存の抗癌剤と異なり、癌局所に作用する全く新しい癌治療薬として有効性と安全性が期待され、従来の抗癌剤による副作用に悩む方々のQOL(Quality of Life)向上に貢献できる可能性があります。エピジェネティック癌治療薬OBP-801は、癌細胞の増殖抑制や細胞死の誘導による高い有効性が期待されています。また、医薬品事業では難病治療に貢献するために、オーファン領域(希少疾患)を対象とした新規パイプラインの導入を目指します。

一方、検査薬事業において、当社が開発対象とする遺伝子改変ウイルスを用いた検査薬OBP-1101(テロメスキャンF35)は、これまでのバイオマーカーでは出来なかった癌患者の予後検査(再発予測)や癌の超早期発見に寄与する可能性があります。さらに、癌組織の生検(針刺し採取)をすることなしに血中に存在する癌細胞を採取する事が可能になると考えられるため、癌遺伝子の解析がより容易となり、その後の適正な医薬品の選定に寄与する全く新しい癌検査法として期待されています。また、将来的には本技術を応用して炎症性疾患及び白血球等の領域にも拡大していくことを目指しています。

医薬品研究開発の一般的なプロセスは以下の通りです。

[医薬品研究開発の一般的なプロセス]



#### [ 1 ] 探索

新薬のもとになる候補化合物を探し出すプロセスです。化学物質、微生物、遺伝子などの中から、将来薬になる可能性がある新しい物質（成分）を発見し、化学的に作り出す段階です。

#### [ 2 ] 前臨床試験

基礎研究で特定された薬剤候補化合物を対象に、生物化学的試験として、動物や培養細胞を用いて安全性や有効性について調べる試験です。化学的試験として、製造方法、原薬・製剤の規格・安定性などを調べる試験です。

#### [ 3 ] Phase I臨床試験

第1相臨床試験とも呼ばれ、治療効果を見ることを目的とせず、少数の健康な志願者を対象に、試験薬を初めてヒトに投与する試験で、主に安全性や体内における薬の分布や代謝を確認する試験です。

#### [ 4 ] Phase II臨床試験

第2相臨床試験とも呼ばれ、限定された患者に試験薬を投与し有効性と安全性を探ることで、臨床的有用性の探索を主な目的とした試験です。探索的試験とも言われ、Phase IIa臨床試験とPhase IIb臨床試験に区分されることもあります。

#### [ 5 ] Phase III臨床試験

第3相臨床試験とも呼ばれ、多施設にわたる多数の患者に試験薬を投与する大規模な試験で、実際に市場で用いられる場合の有効性と安全性を評価することを主目的とする試験です。検証的試験とも呼ばれ、承認申請に向けた効能・効果、用法・用量、使用上の注意等を最終的に決めることを目的とした試験です。

#### [ 6 ] 申請・承認

臨床試験で有効性や安全性などが証明された治験薬について、新薬承認申請書類を作成し、各国の規制当局に製造販売承認申請を行います。数段階の審査を受けた後に薬として承認され、市場に出ることになります。

現在当社は、医薬品事業における主力パイプラインとして、

- 1) HIV感染症治療薬OBP-601
  - 2) 腫瘍溶解ウイルスOBP-301 (テロメライシン®)
  - 3) エピジェネティック癌治療薬OBP-801
- を位置づけています。これ以外にも、
- 4) ウイルス感染症治療薬候補品 (OBP-AI-001及びOBP-AI-002)
- を保有しています。

また、検査薬事業における主力パイプラインとして

- 1) 血中浮遊癌細胞（CTC）検出用ウイルスOBP-1101（テロメスキャンF35）
- 2) 炎症性疾患検出用ウイルスOBP-401（テロメスキャン®）
- 3) 白血病検出用ウイルスOBP-1102

を保有しています。

OBP-1101（テロメスキャンF35）、OBP-401（テロメスキャン®）並びにOBP-1102の早期事業化に向けた開発を進めるとともに、OBP-1101（テロメスキャンF35）の研究目的受託検査を行っています。

今後も難治性ウイルス感染症や大企業が着手しないアンメット・メディカル・ニーズ〔 1 〕・オーファン疾患〔 2 〕に対象を拡大してパイプラインを充実させて参ります。

現時点における当社のパイプラインは以下の通りです。

	医薬品事業	適応症	開発段階				
			探索	前臨床	臨床試験		
					Phase I	Phase II	Phase III
癌	OBP-301(テロメライシン®)	肝臓癌・食道癌	■				
	OBP-801	腎臓癌	■				
感染症	OBP-601	HIV感染症	■				
	OBP-AI-001	HCV感染症	■				
	OBP-AI-002	HIV感染症	■				
	検査薬事業	適応	基礎研究	臨床研究	臨床性能試験		
検査	OBP-401(テロメスキャン®)	炎症性疾患の体外検査	■				
	OBP-1101(テロメスキャンF35)	癌の体外検査	■				
	OBP-1102	白血病の体外検査	■				

注：基礎研究：ウイルスの機能解析を行う。

臨床研究：臨床検体を用いて、実現可能性の検討を行う。

臨床性能試験：薬事申請を目標とした臨床性能試験を行う。

また、当社は基本戦略として、前臨床ならびに臨床試験に要する時間の大幅な短縮を実現するために、アウトソーシングを活用したファブレス経営〔 3 〕モデルを構築し、必要人員の絶対数を削減し、統括的なプロジェクトマネジメントに特化した人財を重点的に確保・育成しています。製造・非臨床及び前臨床試験・臨床試験を積極的に外部委託していますが、外部委託に係る実施計画策定やプロトコル〔 4 〕の作成と承認・最終の決定権は契約上当社が担保しています。

〔当社の収益モデルと事業領域にかかる用語解説〕

〔 1 〕アンメット・メディカル・ニーズ

いまだに有効な治療法が確立されておらず、強く望まれているが、医薬品などの開発が進んでいない治療分野における医療ニーズです。

〔 2 〕オーファン疾患

薬事法上対象患者が5万人以下の稀な疾患です。

〔 3 〕ファブレス経営

ファブレス経営（Fabless Business）とは、自社で独自に企画・設計した製品を、他社に委託し製造する経営手法をいいます。生産設備のようなストックをできるだけ持たない手法であることからフロー型経営とも呼ばれる、製造業におけるアウトソーシングの一形態です。

## 〔 4〕プロトコール

プロトコール（Protocol）とは、治験実施計画書とも呼ばれます。臨床試験（治験）を実施するにあたって、その実施者（臨床試験を実施する医療機関）及び依頼者（製薬企業）が遵守しなければならない要件事項を全て網羅記載した実施計画書の事を指します。臨床試験の背景、根拠及び目的を定めるとともに、統計学的な考察も含めて、臨床試験実施のデザイン、方法及び組織について記述します。

## (2) 医薬品事業について

医薬品事業における主なパイプラインは以下の通りです。

カテゴリ	開発コード	商標又は名称	対象領域	開発ステージ
腫瘍溶解ウイルス	OBP-301	テロメライシン®	肝臓がん・食道がん	Phase I/II臨床試験
低分子医薬	OBP-601	HIV感染症治療薬	HIV感染症	Phase IIb臨床試験
	OBP-801	エピジェネティックがん治療薬	腎臓がん	前臨床試験
	OBP-AI-001	新規C型肝炎治療薬候補化合物	HCV感染症	探索
	OBP-AI-002	新規抗HIV薬候補化合物 (Tat阻害剤)	HIV感染症	探索

HIV感染症治療薬OBP-601:

## a) 対象疾患

OBP-601は、HIV感染症を対象疾患としています。

## b) 技術導入の概況

当社は、OBP-601の特許を出願・保有するYale大学（米国）との独占的ライセンス契約を平成18年6月に締結しています。

## c) アライアンスの状況

当社は、平成22年12月にOBP-601の全世界における独占実施権を、Bristol-Myers Squibb Co.（米国）にライセンス導出しましたが、当社は、本書提出日時点において、Bristol-Myers Squibb Co.からHIV感染症治療薬OBP-601に関するライセンス契約の解除通知を受領したことを受けて当該契約の解消を受け入れ、同社による臨床試験及び前臨床試験の結果の整理に入っております。Bristol-Myers Squibb Co.が実施したPhase IIb臨床試験において、Viread（Gilead社：米国）との有効性及び安全性評価における非劣性が示されたことにより、本剤の開発継続が可能であると判断しました。今後は、早期の新規ライセンス先との契約締結を目指してまいります。

## d) 研究開発の概況

OBP-601は、Bristol-Myers Squibb Co.によって、平成24年2月より世界17か国94施設において、最適な用法用量を決定する目的でPhase IIb臨床試験を実施しました。総計297例の過去に治療歴のないHIV感染症患者在が組み入れられ、平成25年9月に最終投与が完了しました。

当社は、本書提出日時点において、Bristol-Myers Squibb Co.からHIV感染症治療薬OBP-601に関するライセンス契約の解除通知を受領したことを受けて当該契約の解消を受け入れています。

## e) 製造体制

当社では、OBP-601の自社製造を行っておりません。今後は、大手製薬会社へのライセンス導出後、導出先主導にて製造を行ってまいります。

## f) 販売体制

大手製薬会社へのライセンス導出後、ライセンス導出先が販売を行ってまいります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更は以下の通りです。なお、見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの項目番号に対応しております。

#### (1) 事業の内容について

##### 競合にかかる事項

当社の業務領域と完全に一致する企業は国内に見当たりませんが、国内創薬系バイオ企業の研究開発の動向を適宜確認するとともに、海外も含めたウイルス製剤の研究・開発・販売の動向は注視しています。

医薬品事業において本書提出日時点で当社にて把握できている競合品としては、世界の多数企業が腫瘍溶解ウイルスの開発を行っている中、中国が最も先行しています。Shanghai Sunway Biotech Co., Ltd. (上海) が、当社と同じアデノウイルス製剤のOncorineを頭頸部癌を対象にすでに上市しておりますが、日米欧の主要国においてはすべて開発段階です。

欧米では遺伝子改変ヘルペスウイルスのOncoVex (Amgen社：米国) がメラノーマ (悪性黒色腫) を対象にPhase III臨床試験のprimary endpointに達しています。また、Poxウイルスを用いたJX-594 (Jennerex社：米国) が肝臓癌を対象にPhase II臨床試験の段階にあります。タカラバイオは遺伝子変異ヘルペスウイルスをアメリカにて開発しており、Phase I臨床試験の段階にあります。当社のOBP-301(テロメライシン) は、食道癌や肝臓癌などを対象とすることで競合との差別化を図って参ります。

HIV感染症治療薬は、世界で既に30種類以上の製品が上市されていますが、未だにHIV感染症患者は増え続けています。国連合同エイズ計画 (UNAIDS) の調べによると、平成24年時点で全世界に3530万人のHIV陽性者が存在し、世界での開発競争が繰り広げられています。HIV感染症治療薬市場において、現在売上基準でHIV感染症治療薬Viread (Gilead社：米国) 及びVireadを含む合剤が最大シェアを有しますが、Vireadの特許が平成29年以降に米国で切れるため、安価なジェネリック医薬品が発売される可能性があります。万一、OBP-601の開発が大幅に遅延した場合には、Vireadのジェネリック医薬品が市場の大半を占める可能性があり、当社の事業に影響を与える可能性があります。

検査薬事業において、当社が対象としている血中浮遊癌細胞 (CTC) の検出分野では、現在Veridex社 (J&Jグループ) のCellSearchシステムが唯一欧米にて薬事承認されており、既に乳癌・大腸癌・前立腺癌のCTC検出において使用されている他、その他多数の検査機器による開発競争が激化しております。しかしながら、CellSearchをはじめとする競合の多くは、EpCAMと呼ばれる細胞表面マーカーを検出する方法を用いていますが、その細胞表面マーカーの発現が低いと言われている肺癌細胞等の検出が困難であるという欠点を持っております。一方、OBP-1101(テロメスキャンF35) は当社の実験において肺癌細胞をはじめとし、ほとんどの種類の癌細胞を蛍光発光させることが可能であることが判明しており、競合品との差別化を行っていく予定です。

いずれの開発領域におきましても、本書提出日時点、当社が把握する競合の存在及びその研究開発進捗が必ずしも当社にとって直接マイナスの影響をもたらすものではありませんが、競合品が飛躍的に市場を寡占化した場合等、当社のパイプライン導出や将来のロイヤリティ収入に影響を与える可能性があります。

##### アライアンスにかかる事項

当社の収益構造は、当社が研究開発する医薬品ならびに臨床検査薬について、その研究開発の進捗に伴って評価された製品的価値の初期評価であるProof of Concept (POC) に基づいて製薬企業等とのライセンス契約を締結し、その対価として契約一時金・研究協力金・開発協力金・マイルストーン収入及び製品の上市以降その販売に伴って発生するロイヤリティ収入等を段階的に見込むものであります。

当社は、現時点において、HIV感染症治療薬OBP-601がPhase IIb臨床試験終了の段階にありますが、その他のパイプラインは製品的価値の初期評価であるProof of Concept (POC) 獲得に向けた研究開発段階にあります。また、HIV感染症治療薬OBP-601は、Bristol-Myers Squibb Co. からライセンス契約解除の通知を受けたため、現時点において、導出が完了しているパイプラインはございません。

導出前の各パイプラインにおきましては、導出先候補となる製薬企業や検査薬企業等のニーズを考慮し、研究開発の進捗状況を効果的に情報提供する等の活動を続けており、既にアライアンス交渉下にあるものも存在しております。しかしながら、当社のパイプラインが導出先候補企業のニーズを満たす保証はなく、導出に至らない、または導出契約の時期や条件が当社の想定するものと大幅に乖離した場合等において、当社の事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

また、パイプラインを導出した場合、導出後の研究開発・承認申請・製造及び販売活動を導出先企業が行なう事になるため、当社の収益は導出先企業の戦略及び開発進捗等に依存することとなります。導出先企業が実施する臨床試

験において予期せぬ副作用が発生した場合、及び導出先企業における戦略変更によるポートフォリオの見直し等により、導出済みパイプラインの開発中止等の決定がなされた場合、当社の事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

尚、予期せぬ副作用により開発中止された場合を除き、当社は速やかに引継導出先を見つける活動を行いますが、引継導出先が早期に決定しない場合は、当社の事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 業務上の事故やトラブル等のリスクについて

##### 重篤な副作用などにかかる事項

当社の医薬品事業において、パイプラインの有効性及び安全性を評価するため、十分な前臨床試験を実施した上で人体に対する初期臨床試験を行っております。臨床試験段階にあるパイプラインにおける安全性の確認実施状況は、以下の通りであります。

HIV感染症治療薬OBP-601については、前臨床試験の安全性評価結果を以て、FDA（米国食品医薬品局）に治験申請を行いました。平成20年5月から同年9月まで、米国ニュージャージー州の臨床試験施設において、健康成人男性に対するPhase I臨床試験を実施し、臨床上問題となる副作用は認められませんでした。その後、Phase I臨床試験の結果を以てAFSSAPS（フランス保健製品衛生安全庁）の許可を得てHIV患者を対象としたPhase Ib/ a臨床試験を実施いたしました。同臨床試験においても臨床上問題となる副作用は認められず、血中HIV濃度の有意な低下が認められました。その後、Bristol-Myers Squibb Co.における長期毒性試験の安全性評価結果を以て、Bristol-Myers Squibb Co.によるGCP基準(国際的臨床試験実施基準)での安全性評価の下でPhase IIb臨床試験が実施されました。現時点までに、臨床上問題となる副作用は報告されていません。

腫瘍溶解ウイルス製剤OBP-301(テロメライシン )については、当社がこれまでに実施した動物実験等の前臨床試験では、様々な癌細胞に対して優れた抗腫瘍効果を示し、毒性試験においても安全性上問題となるような所見を示しませんでした。その結果、FDA（米国食品医薬品局）/CBER（生物医薬品局）から許可を得て、各種固形癌患者を対象としたPhase I臨床試験を実施いたしました。Phase I臨床試験では腫瘍局所への投与を行い、米国において4群22例の投与を完了いたしました結果、高度な副作用は認められませんでした。

さらに今後開発・導入する新規パイプラインにおいても、上記と同等の安全性確認を行ったうえで、事業化を進める予定です。

臨床試験の実施に当たっては、臨床試験のモニタリング等を委託しているCRO（受託臨床試験機関）とは常時綿密なコンタクトを取り、また医療専門家を交えたSRB（安全性評価委員会）を設置することによって、臨床試験の安全な実行に対して最大の努力を図っております。加えまして、治験保険への加入による損害賠償リスクの移転を図っております。

上記のような対策を行ってはおりますが、予期せぬ副作用による開発の遅滞・中止のリスクを完全に排除することは困難であり、当社の事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間において当社は経営の効率化を図り、積極的な研究・開発・ライセンス活動を展開いたしました。

医薬品事業では、新規抗HIV剤OBP-601、腫瘍殺傷ウイルスのOBP-301（テロメライシン）及び新規エピジェネティック癌治療薬OBP-801を中心に研究・開発・ライセンス活動を推進させました。また、検査薬事業では、OBP-1101(テロメスキャンF35)を中心に研究・開発・ライセンス活動を推進させました。

当社活動の詳細に関しては、「(4) 研究開発活動」をご確認ください。



その結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高7,126千円(前年同期は40千円の売上高)、営業損失523,220千円(前年同期は407,784千円の営業損失)となりました。また、営業外収益として、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)やJST(科学技術振興機構)等からの助成金収入51,069千円及びMedigen Biotechnology Corp.からの受取研究開発負担金36,978千円等を計上し、営業外費用として支払利息3,566千円等を計上した結果、経常損失436,218千円(前年同期は340,089千円の経常損失)となりました。さらに、平成26年3月20日に「本店移転に関するお知らせ」にて開示しました本店移転に伴う特別損失として、本店移転費用8,338千円を計上した結果、第3四半期累計純損失446,881千円(前年同期は341,628千円の純損失)となりました。

なお、当第3四半期期間(平成26年7月1日～平成26年9月30日)において為替差益4,267千円が生じたため、当第3四半期累計期間(平成26年1月1日～平成26年9月30日)では為替差益247千円を計上しています。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 医薬品事業

医薬品事業におきましては、積極的な研究・開発・ライセンス活動を展開いたしました但当第3四半期累計期間において計上すべき売上はありませんでした。

この結果、売上高なし(前年同期は売上高なし)、営業損失126,160千円(前年同期は47,565千円の営業損失)となりました。

#### 検査薬事業

検査薬事業におきましては、血中浮遊癌細胞(CTC)検査薬として開発を進めていますOBP-1101(テロメスキャンF35)は全国のクリニックを対象に、研究目的でのCTC受託検査を継続して実施しています。

この結果、売上高7,126千円(前年同期は40千円の売上高)、営業損失114,785千円(前年同期は127,046千円の営業損失)となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期会計期間末における資産は、現金及び預金の減少及び固定資産の増加等により5,303,282千円(前事業年度末比93.1%)となりました。負債は、未払金・前受金及びリース債務・短期借入金の増加等により639,332千円(前事業年度末比106.0%)となりました。純資産は、四半期純損失等の理由により4,663,949千円(前事業年度末比91.6%)となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、新たな事業上及び財務上の対処すべき課題の発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更は以下の通りです。

当社は、平成24年4月4日にBMS社からHIV感染症治療薬OBP-601に関するライセンス契約の解約通知を受領いたしました。当社は当該契約の解消を受け入れ、OBP-601に関する全ての資産・データの回収を進めるとともに、新たな提携パートナーとの交渉を積極的に進めて参ります。

その結果、前事業年度の有価証券報告書から当該OBP-601に関わる変更を含んだ「対処すべき課題」は以下の通りであります。

## (1) パイプラインの進捗

	パイプライン	課題
医薬品事業	OBP-601	早期の新規ライセンス契約の締結。
	OBP-301 (テロメライシン)	肝臓がんを対象としたPhase I/II試験及び、岡山大学での食道がんを対象とした臨床研究を遅滞なく推進させ、POCを確認すること。
	OBP-801 (新規エピジェネティックがん治療薬)	前臨床試験を完了させ、腎臓がんを対象としたPhase I/II試験を完了させること。
検査薬事業	OBP-1101 (テロメスキャンF35)	臨床研究により、OBP-1101(テロメスキャンF35)による検査の臨床的有効性を証明すること。 血中浮遊がん細胞の検出システムを自動化させ、血液検体の大量処理を可能にさせること。
	OBP-401 (テロメスキャン)	リウマチなどの炎症性疾患検査を対象とした特性解析・フィージビリティスタディを完了させること。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費は、189,908千円であります。

当社は、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

## ・ 医薬品事業

新規抗HIV剤OBP-601は、平成22年12月にBristol-Myers Squibb Co. (本社：米国。以下BMS社)とライセンス契約を提携し、BMS社により平成24年2月から世界17か国94施設によるPhase-IIb試験が開始され、本年第1四半期には当該試験のデータ解析が実施されました。この臨床試験の結果からOBP-601の有効性及び安全性が確認されましたが、平成26年4月4日にBMS社より、ライセンス契約の解約通知を受領いたしました。当社はBMS社からOBP-601に関する全ての資産・データの回収を迅速に進めるとともに、新たな提携パートナーとの交渉を積極的に進めております。

腫瘍殺傷ウイルスのOBP-301(テロメライシン)は、平成20年3月にMedigen Biotechnology Corp. (本社：台湾。以下、Medigen社)との間で戦略的アライアンス契約を締結いたしました。この契約に基づき当社はMedigen社と共同でアジア圏における肝臓がんを対象としたPhase-I/II臨床試験の開始に向けた準備を進めております。韓国では食品医薬品安全処(MFDS)への治験申請が平成26年1月に許可され、台湾では平成26年3月に国立台湾大学病院のIRB(治験審査委員会)の承認を得ています。また、国内においては、食道がんを対象とした医師主導の臨床研究を岡山大学が進めており、これまで被験者3名への投与が実施されています。

新規エピジェネティック癌治療薬OBP-801は、平成21年10月にアステラス製薬株式会社より導入し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のイノベーション実用化ベンチャー支援事業に採択され、前臨床試験を実施しました。また、本年5月にも再度、NEDOの平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業に採択されました。この事業により当社は最大で1億2531万円の助成を受けることができるようになりました。

## ・ 検査薬事業

OBP-1101(テロメスキャンF35)は、血中浮遊癌細胞(CTC)検査として臨床研究と受託検査を進めています。平成26年1月に金沢大学の共同研究が、JST(科学技術振興機構)の「A-STEPシーズ顕在化タイプ」に採択されました。また、全国のクリニックを対象に研究目的でのCTC受託検査を継続して実施しています。さらに、平成25年12月にWONIK CUBE Corp. (韓国)に付与した韓国における事業ライセンス契約締結の独占交渉権に基づき、ライセンス契約締結に向けた交渉を進めております。

医薬品事業における主なパイプラインは以下の通りです。

開発コード	商標又は名称	適応疾患	開発地域	開発ステージ
OBP-301	テロメライシン (腫瘍溶解ウイルス)	肝臓がん	台湾・韓国	Phase I/II
			米国	Phase I
		食道がん	日本	医師主導試験
OBP-601	HIV感染症治療薬	HIV感染症	グローバル	Phase IIb
OBP-801	エピジェネティック癌治療薬	腎臓がん	米国(準備中)	前臨床試験

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,183,200	9,183,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,183,200	9,183,200	-	-

(注) 1. 発行済普通株式のうち8,000株は、現物出資(普通自動車1台 800千円)によるものであります。

2. 提出日現在発行数には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第13回新株予約権

決議年月日	平成26年8月12日
新株予約権の数(個)	4,300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	696(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年9月5日 至 平成46年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 696 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5,6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

付与株式数が調整された場合には、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は

消滅していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができる。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権は、有償にて発行されており、当該払込金額は新株予約権1個あたり1,000円とする。

4. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から平成28年9月4日までの期間においては、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引価格が取引時間中に一度でも本新株予約権の行使価額（但し、上記2. に準じて当社取締役会により適切に調整されるものとする。）の200%以上となった場合にのみ、翌営業日以降本新株予約権を行使することができる。
- 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む21取引日の平均値が一度でも権利行使価額（但し、上記2. に準じて当社取締役会により適切に調整されるものとする。）に20%を乗じた価格（但し、1円未満の端数が生じたときは、その端数切り上げるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- その他新株予約権の行使の条件  
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- 新株予約権の取得事由及び条件  
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成26年7月1日 ~平成26年9月30日	-	普通株式 9,183,200	-	5,072,278	-	5,064,778

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,181,400	91,814	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	9,183,200	-	-
総株主の議決権	-	91,814	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

## 役員の異動

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
常務取締役管理担当兼経理部長	管理担当取締役兼経理部長	六反田 靖	平成26年4月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。



## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,579,610	5,038,394
受取手形及び売掛金	1,000	829
製品	19,523	19,062
貯蔵品	2,090	3,098
仕掛品	-	1,781
前払金	10,228	76,250
前払費用	4,653	11,089
未収入金	1,318	14,311
未収消費税等	12,609	15,090
その他	212	269
流動資産合計	5,631,246	5,180,177
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,104	27,307
減価償却累計額	11,916	12,853
建物(純額)	10,187	14,453
工具、器具及び備品	71,603	95,903
減価償却累計額	45,939	52,946
工具、器具及び備品(純額)	25,664	42,957
有形固定資産合計	35,852	57,410
無形固定資産		
ソフトウェア	1,261	955
無形固定資産合計	1,261	955
投資その他の資産		
投資有価証券	14,274	25,480
出資金	100	100
敷金及び保証金	13,899	36,751
長期前払費用	-	2,388
その他	18	18
投資その他の資産合計	28,291	64,738
固定資産合計	65,404	123,104
資産合計	5,696,651	5,303,282

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	154,672	173,336
リース債務	5,055	8,747
未払金	36,570	39,119
未払費用	9,688	15,916
未払法人税等	18,359	7,194
前受金	-	5,029
預り金	8,582	4,654
流動負債合計	232,928	253,997
固定負債		
長期借入金	343,328	342,078
リース債務	15,194	27,411
退職給付引当金	2,115	2,457
資産除去債務	6,074	6,146
繰延税金負債	3,352	7,241
固定負債合計	370,063	385,334
負債合計	602,992	639,332
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,059,448	5,072,278
新株式申込証拠金	20,000	-
資本剰余金		
資本準備金	5,051,948	5,064,778
資本剰余金合計	5,051,948	5,064,778
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,041,625	5,488,507
利益剰余金合計	5,041,625	5,488,507
株主資本合計	5,089,770	4,648,548
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,888	11,101
評価・換算差額等合計	3,888	11,101
新株予約権	-	4,300
純資産合計	5,093,658	4,663,949
負債純資産合計	5,696,651	5,303,282

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	40	7,126
売上原価	11	65
売上総利益	28	7,060
販売費及び一般管理費	407,812	530,281
営業損失( )	407,784	523,220
営業外収益		
受取利息	883	2,721
受取配当金	4	6
助成金収入	15,457	51,069
受取研究開発負担金	18,350	36,978
受取補償金	4,000	-
為替差益	31,317	247
その他	15	36
営業外収益合計	70,028	91,059
営業外費用		
支払利息	1,911	3,566
その他	422	491
営業外費用合計	2,333	4,058
経常損失( )	340,089	436,218
特別損失		
本社移転費用	-	8,338
特別損失合計	-	8,338
税引前四半期純損失( )	340,089	444,557
法人税、住民税及び事業税	1,643	2,429
法人税等調整額	105	105
法人税等合計	1,538	2,324
四半期純損失( )	341,628	446,881

## 【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	12,307千円	10,404千円

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業	検査薬事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	-	40	40	-	40
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	40	40	-	40
セグメント損失( )	47,565	127,046	174,611	233,172	407,784

(注)1. セグメント損失( )の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント損失( )は、四半期損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業	検査薬事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	-	7,126	7,126	-	7,126
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	-	7,126	7,126	-	7,126
セグメント損失( )	126,160	114,785	240,945	282,275	523,220

(注)1. セグメント損失( )の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント損失( )は、四半期損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	52.07円	48.73円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	341,628	446,881
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	341,628	446,881
普通株式の期中平均株式数(株)	6,561,509	9,171,403
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)1.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2.当社は、平成25年3月27日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

オンコリスバイオファーマ株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンコリスバイオファーマ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、オンコリスバイオファーマ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象に含まれておりません。